

うきは市建設工事総合評価方式試行要領

平成 19 年 11 月 14 日

告 示 第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、うきは市が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価方式により試行する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(試行対象工事)

第 2 条 対象となる工事は、250 万円以上の建設工事とする。ただし、技術的な工夫の余地がほとんどないもの及び特に急施を要するものについては、この限りではない。

(指名競争入札等参加者選定委員会)

第 3 条 次に掲げる事項の審査を指名競争入札等参加者選定委員会において行う。

- (1) 総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 評価の方法及び技術評価の基準(以下「落札者決定基準」という。)
- (3) 評価の結果
- (4) 落札者の決定

(総合評価技術委員会)

第 4 条 前条の審査を行うに当たっては、必要に応じて福岡県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(総合評価の方法及び形式)

第 5 条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた評価値をもって行うものとする。

2 総合評価の形式は、次のとおりとする。

- (1) 簡易型 施工計画及び施工実績等により技術力を評価する。
- (2) 特別簡易型 施工実績等により技術力を評価する。

(技術評価の基準)

第 6 条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式により入札を行う場合、公告及び入札説明書により、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 技術評価の評価項目及び配点に関すること。
- (4) 技術提案等が適正と認められなかった場合、その理由について説明を求めることができること。

(技術提案書等の提出)

第8条 入札参加希望者は、第5条第2項に規定する総合評価の形式に従い、施工計画、施工実績又は技術提案等（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。

2 技術提案書等については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 技術提案書等の返却及び公表は原則として行わないものとする。
- (3) 技術提案書等の提出後における提案内容の変更は認めない。

3 次の場合は、入札参加資格について欠格、又は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書等が提出されない場合
- (2) 技術提案書等の内容が不適当な場合

(欠格の通知)

第9条 前条第3項に該当して欠格となる場合は、入札参加確認通知書により通知する。

(落札者の決定)

第10条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第5条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(技術提案の保護等)

第11条 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に用いられているものと認められる場合は、無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

2 技術提案書等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。